●EN規格
（EU加盟国）

EU域内においては各国の工業規格や安全規格の整合が進められており、CEN（欧州標準化委員会）とCENELEC（欧州電気標準化委員会）がその任を努めています。 その統一された規格は欧州整合化規格（Harmonized Standard）と呼ばれ、規格番号の頭にENとつきます。EU域内に製品を輸出する場合、このEN規格が設計・製造上のよりどころとなります。（EN規格としてまだ制定されていないものはIEC規格やVDE規格などが適用されます。）
VDE（ドイツ）、TÜV Rheinland、DEMKO（デンマーク）などの民間検査機関が認証機関となっており、適合していることが認められればそれぞれの安全マークを表示することができます。

●IEC規格
国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission）の発行する規格です。IECは、電気電子に関する国際規格の統一と協調を促進し、最終的には各国が国際規定を反映させることを目的としてIEC規格を発行しています。

●中国強制製品認証制度（CCC制度）
（中華人民共和国）

中華人民共和国では、人民の健康と安全、動植物の生命と健康及び環境保護ならびに公共の安全に関係ある製品に対して強制製品認証制度（CCC制度）を2002年5月1日から施行、猶予期間を経て2003年8月1日より強制施行となりました。 国務院直属機関として中華人民共和国国家品質監督検験検疫総局（AQSIQ）が強制認証に関する規則と制度を制定し、中華人民共和国国家認証認可監督管理委員会（CNCA）がCCC制度の実務と管理をおこないます。AQSIQおよびCNCA共同でCCC制度の第一次製品目録が公告となりました。 現在では22分類160品目が対象となっています。 対象品目については、CNCAより認定された指定認証機関（中国質量認証センター、EMC認証センター など）へ申請し認証を受けた後、CCC認証マークを購入し（または、印刷許可を受けて）認証された製品の本体外側につけることが義務づけられます。2003年8月1日からCCC制度の認証書および認証マークを取得していない製品に対して、中華人民共和国への輸出入および中華人民共和国内での販売は禁止されます。なお、中華人民共和国以外の国において製品に組み込まれ中華人民共和国に輸出・販売される組込部品は、CCC制度の対象外です。製品自体が強制認証対象でも、内部の部品までCCC認証を要求していません。 しかし、組込部品は製品規格で評価されますので、CCC認証品を使用しておくと製品の試験、認証が容易になります。

◇当社製品のCCC制度の対象と非対象の判断
当社では、CCC制度の対象か非対象かの判断は、CNCAの2007年第9号公告の附属書「強制製品認証目録の説明および適用範囲表」を基に行っています。 当社製品では、AC小型標準モーターがCCC制度の対象です。 なお、「強制製品認証目録の説明および適用範囲表」では小電力モーターの注2に「防爆モーター及び制御モーターは含まない(例えばサーボモーター、ステップモーター、自動同期装置、回転変圧器、速度計用発電機、誘導位相調整器等)」と記載があります。 この規定により、当社のブラシレスモーター、ステッピングモーターは非対象です。 さらに、電動ファンの備考欄には「CCC認証における電動ファン製品の範囲に該当しない典型的な製品：1.単独では使用されず、設備の一部としてのみ使用されるファン。2.工業用用途のみに使用され、一般大衆が近づけないファン。」があります。 これは当社のファンモーターの用途そのものですので非対象です。

■モーター、ファンに関する規格

●UL規格
UL規格の中で、モーター、ファンに関する規格としては、次の8つがあります。

◇UL 1004-1 Rotating Electrical Machines - General Requirements
モーターの構造要求事項とUL 1004シリーズの共通の試験条件について規定しています。

◇UL 1004-2 Impedance Protected Motors
インピーダンスプロテクテドモーターの過熱保護について規定しています。

◇UL 1004-3 Thermally Protected Motors
サーマルプロテクテドモーターの過熱保護について規定しています。

◇UL 1004-6 Servo and Stepper Motors
サーボモーターとステッピングモーターの試験要求事項について規定しています。

◇UL 1004-8 Inverter Duty Motors
インバータデューティモーターの試験要求事項について規定しています。

◇UL 2111 Overheating Protection for Motors
モーターの過熱保護について規定しています。UL 2111はUL 1004-2とUL 1004-3に置き換えられました。 インピーダンスプロテクテドモーターのUL 2111の適用は2013年9月15日まで認められています。 サーマルプロテクテドモーターのUL 2111の適用は2014年9月14日まで認められています。

◇UL 507 Electric Fans
600V以下のファンに関する一般要求事項を規定しています。

◇UL 60950-1（IEC 60950-1）InformationTechnology Equipment - Safety - Part 1: General Requirements
情報処理機器、事務機器一般について規定されています。

●CSA規格
CSA規格の中で、モーター、ファンに関する規格としては次の4つがあります。

◇C22.2 No.100 Motors and Generators
モーターに関する一般的な要求事項を規定しています。

◇C22.2 No.77 Motors with Inherent Overheating Protection
自己過熱保護装置をもつモーターについて、C22.2 No.100 に付加した要求事項を規定しています。

◇C22.2 No.60950-1（IEC 60950-1）Information Technology Equipment - Safety - Part 1: General Requirements
情報処理機器、事務機器一般について規定されています。

◇C22.2 No.113 Fans and Ventilators
ファンに関する一般的な要求事項を規定しています。